

令和7年度 小牧市地域包括支援センター事業計画書

資料 3 - 5

1. 基本情報

運営法人名称	社会福祉法人 愛知県厚生事業団	センター名	篠岡地域包括支援センター小牧苑	圏域	篠岡圏域
--------	-----------------	-------	-----------------	----	------

2. 地域包括支援センター事業計画の方針（小牧市が示す方針をもとに、圏域の特色や課題分析を踏まえて）

篠岡圏域は開発から40年以上経過した桃花台ニュータウンと交通の便が悪く、農地が多い周辺地区を有しており、どちらも人口や世帯数が減少して高齢化が進み、特に同時期に入居した桃花台ニュータウンでは75歳以上の後期高齢者が急激に増加している。それに伴い地域包括支援センターへの総合相談も増加しており、介護予防の普及啓発に取り組む。困りごとを抱える世帯や個人が地域から孤立しないよう、また生活が立ち行かなくなる前に相談かできるよう、商業施設での相談会の開催や各サロン等住民の集う場に出向き個別相談や地域の情報を得られるよう努める。また、地区民生員・児童委員連絡協議会で開催される勉強会などを通じて民生委員との関係を深め、地域住民の情報を共有する。総合相談内容から、認知症や経済的困窮など複数の課題を抱えている事例や精神疾患のある方の相談も増加しており、市役所、保健センター等関係機関と連携しながら課題解決に向けて支援する。

3. 事業別の具体的な取り組み事項

I 地域のニーズに応じて重点的に行うべき業務（総合相談支援業務）

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 総合相談業務	①日報や相談受付票は遺漏がないように記載し、受付票の閲覧チェックや毎日のミーティングで職員間での情報共有をする。 ②野口の郷や商業施設での出張相談会を継続する。 ③より身近な場所で相談出来るよう、地域のサロンや認知症カフェなどの住民の集いの場に出向く。 ④年齢属性を問わず相談を受け止め、市、保健センター、社会福祉協議会、尾張北部権利擁護センター、その他関係する機関と連携しながら支援に当たる。 ⑤各種講座やイベントの機会に地域包括支援センターのパンフレット配布や業務案内等、相談窓口の周知を行う。	①毎日 ②野口の郷：月1回 商業施設：週1回 ③サロン：17か所 認知症カフェ：2か所 ④随時 ⑤随時
② 実態把握	①把握事業により得られたデータから戸別訪問を実施するとともに地域課題の分析を行う。 ②地域のサロンなどの集いの場に出向き、参加者や民生委員から出て来られない方の情報や困りごとを把握する。 ③地区民生委員・児童委員連絡協議会に参加して民生委員・児童委員と定期的に情報交換し、独居高齢者のほか、ヤングケアラー、ダブルケア、老々介護、8050等、複合的な課題を抱える世帯の把握に努める。 ④住民や民生委員から得た高齢者の情報を元に「お元気訪問」を実施する。また、民生委員との情報共有や同行訪問を通じて実態把握に努める。	①11月頃から開始 ②各サロンに2回以上 ③毎月 ④随時
③ 家族介護者への相談体制の充実・情報提供	①相談窓口や出張相談会開催について、集いの場でのチラシ配布、商業施設の看板、HP等で住民へ周知する。 ②就労している家族介護者の相談に対応するため、土曜日職員が出勤して相談できる体制をとる。また、地域包括支援センターの開設時間外の相談は併設施設に協力を仰いだり、必要に応じて事前予約の上で実施するなど柔軟に対応する。 ③家族介護者の負担軽減に繋がるサービスや制度の周知啓発を行うとともに利用促進を図り、介護離職を防止する。 ④家族介護者の孤立や虐待行為を未然に防ぐため、家族介護者同士が情報交換や共感できる場を提供する。	①通年 ②毎週土曜日および予約での対応 ③随時 ④隔月

II 介護事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 地域支え合い推進員や民生委員・児童委員等地域住民を支援するためのネットワークの構築	①地区民協に出席し、地域の実態把握や顔の見える関係作りをする。また、定期的に民生委員を対象とした勉強会を行う。 ②地域支え合い推進員と定期的に話し合う機会を設け、情報共有をする。 ③市と地域支え合い推進員が共催するふくし座談会への参加するほか、必要に応じて地域ケア推進会議を開催し、民生委員、地域住民、ボランティア、介護保険事業所、地域支え合い推進員、行政等と共に、地域の課題解決に向けた話し合いを行う。 ④各小学校区地域協議会に、福祉活動について話し合う機会を持つ。	①勉強会 年5回 ②月1回 ③随時 ④開催時に参加
② 複数の課題を抱えている世帯に対する関係機関との連携協力による支援	①地域住民、民生委員、市担当課、保健所、障がい者相談支援事業所、尾張北部権利擁護支援センター等、関係機関と情報共有し、連携をしながら支援する。 ②多分野にまたがる課題を有し、課題解決に結び付け辛い事例については、こまきつながる会議を活用することで、より適切な支援が行えるよう取り組む。 ③市内包括合同事業として、介護支援専門員を対象としたケアマネジメント支援会議を開催し、地域の介護支援専門員が抱える悩みの解消や地域課題の解決に向けた協議を行う。	①随時 ②随時 ③年2回

III 第1号介護予防支援事業

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 公的サービスやインフォーマルサービスを活用した自立支援を目標とするケアマネジメントの実施	①自立支援に向けたケアプランを作成するため、利用者のできることを本人と一緒に考えて適切なサービスを計画する。 ②地域の介護保険外サービスについて情報収集し、利用者への情報提供やケアプランへの位置づけ、自立支援を促すプラン作成に努める。	①ケアプラン作成時 ②ケアプラン作成時および随時
② ケアマネジメントを委託する場合などにおけるセンターの適時適切な関与	①委託依頼時にはインフォーマルサービスの情報提供を含め、適切な情報連携を行い、支援経過に記載する。 ②求めに応じて介護支援専門員との同行訪問やサービス担当者会議に参加し、情報共有や連携を図る。 ③介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所が担当する利用者について、必要に応じて情報共有やインフォーマルサービスの情報提供などの連携を図る。 ④個別相談ケースについて、必要時は地域ケア個別会議の開催を提案し、ケアマネジャーと一緒に支援を検討する。	①随時 ②随時 ③随時 ④随時

IV 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者等に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 日常的個別指導・相談	①日頃の業務を通じて、地域の介護支援専門員が相談しやすい関係作りに努める。 ②介護支援専門員からの相談は受付票等で情報共有し、センター全体で検討して対応する。 ③地域資源の情報提供をすることでインフォーマルサービスを活用したケアプラン作成が行えるよう支援する。	①随時 ②随時 ③随時
② 支援困難事例への指導・助言	①介護支援専門員が抱える支援困難事例に対しては、個別相談や地域ケア個別会議などを通して、地域住民、行政、福祉・医療などの関係機関と連携しながら、共に解決を図っていく。 ②必要と思われる場合、または介護支援専門員の求めに応じて、対象者への同行訪問を行なう。	①随時 ②随時
③ 介護支援専門員の資質向上を図るための支援及び課題の把握	①介護支援専門員との事例検討会や交流会に参加し、地域包括支援センターの視点から意見や助言を行う。また、求めに応じてセンターからの事例提供も随時行う。	①年3回

V 地域ケア会議

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力向上を踏まえた定期的な地域ケア個別会議の開催計画の策定と実施	①支援困難事例や課題を抱える地域住民に対し、地域の介護支援専門員と連携して地域ケア個別会議を開催する。 ②地域住民や多職種が集う地域ケア個別会議の開催を通して、介護支援専門員の自立支援にむけたケアマネジメントの実践力向上を図る。	①年6回 ②随時
② 地域ケア個別会議から見えてきた地域課題の抽出	①地域ケア個別会議を通して把握した課題や、その背景にある地域の状況を分析した内容について、地域住民や関係機関と情報共有する。	①随時
③ 共有された地域課題の解決に向け、地域支え合い推進員との連携・協働による資源開発等の取り組みおよび提言	①地域ケア個別会議やふくし座談会から把握した地域の課題の解決に向けて、地域住民、民生委員、地域支え合い推進員、その他関係機関と協働して取り組み、必要に応じて行政に報告する。	①随時

VI 権利擁護事業

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 尾張北部権利擁護支援センターや弁護士等との連携による成年後見制度の活用促進	①地域包括ケア推進課長寿福祉係・障がい福祉課や尾張北部権利擁護支援センター、弁護士等と連携を図りながら、成年後見制度の活用など必要な支援を行う。 ②弁護士との勉強会を行い、センター職員が成年後見制度や弁護士との連携について学ぶ機会を持つことで、権利擁護についての知識とスキル向上を図る。	①随時 ②年1回
② 高齢者虐待や重層的な課題がある困難事例への対応	①虐待疑いのケースは速やかに市に報告し、コアメンバー会議で共有された情報や方針を元に必要な措置を講じる。また、虐待防止ネットワーク会議に参加して継続的な支援を行う。 ②高齢者虐待や重層的な課題のあるケースは、センター内で協議した上で市や関係機関と連携して対応する。	①対応：随時 会議参加：月1回 ②会議：月1回
③ 消費者センターを始めとした関係機関との連携による消費者被害への対応	①消費者被害の相談があった場合には、市町村消費者安全確保地域協議会の実務を担う権利擁護部会で情報共有し、警察や消費生活センターと連携して支援を行う。	①随時
④ 虐待防止や消費者被害防止に関する普及啓発	①介護保険事業所や医療機関、サロン等へ出向き、虐待防止や消費者被害防止に関する講話及びチラシの配布による周知啓発を行う。 ②民生委員や市民に向けて虐待防止に関する研修や講話を実施する。	①講話 年3回 ②年1回

VII 介護予防推進事業

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 介護予防事業・フレイル予防事業が必要な人の把握	①各出張相談会や住民の集いの場に出向き、住民や民生委員から地域の高齢者の情報を得ることで支援が必要な高齢者を把握し、介護予防に繋げる。 ②把握事業の高齢者データを元に介護予防対象者への訪問を実施して現状を把握する。 ③総合相談から、介護保険サービスを利用の有無に関わらず介護予防が必要と思われる高齢者を抽出し、訪問の実施などを通じて情報の把握に努める。	①相談会：月5回 各サロン：年1～2回 ②11月以降 ③随時
② 効果的で利用しやすい介護予防事業・フレイル予防事業の実施及び普及啓発	①相談会やサロンで介護予防に関するチラシを配布して介護予防事業の啓発を行う。 ②野口の郷やサロン等、住民の集う場に出向き、介護予防に関する講話を行う。今年度は、フレイルの入り口となるオーラルフレイルに加え、栄養についての講話を行う。 ③県営篠岡住宅の住民が気軽に集い、フレイル予防や相談できる場を確保するため、篠岡第二住宅の集会所での予防相談室を開催するとともに、県住の住民へのチラシ配布を行いPRする。 ④認知症予防ゲームを定期的に開催し、参加者の中から元気な方にスタッフとして活動協力を依頼し、地域で認知症予防ゲームを普及させる。	①随時 ②野口の郷：年2回 サロン等：随時 ③月1回 チラシ配布：随時 ④認知症予防ゲーム：月1回
③ 「こまき山体操」等を活用した、住民の主体的な介護予防活動・フレイル予防事業の場の支援	介護予防リーダーが定期開催している野口の郷のこまき山体操が継続するよう、地域支え合い推進員や行政等とともに運営方法、介護予防リーダーの新規加入、こまき山体操の教室の周知等の支援をする。 ②地域のサロンや認知症カフェなどの住民が集まる場において、こまき山体操などの介護予防に関する取り組みが進むよう働きかける。	①支援：月1回 打合せ参加：年4回 ②随時

VIII 認知症総合支援事業

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 認知症に関する知識の普及啓発	①見守り支援体制づくりのため、小中学校、市民及び企業向けに認知症サポーター養成講座を開催する。また、市民及び企業向けの認知症サポーター養成講座については、住民キャラバンメイトと協働しながら開催する。 ②認知症に関する情報や予防について、第1老人福祉センター野口の郷やサロンなど住民が集う場で講話を行う。	①市民向け：2回 学校向け：2回 企業向け：1回 ②野口の郷：1回 サロン：2回 民生委員対象：1回
② 認知症初期集中支援チームを始めとした関係機関との情報共有及び連携	①認知症地域支援推進員を中心として、支援が困難なケースや医療が必要なケースを認知症初期集中支援チームと情報共有し、迅速な対応ができるよう協力体制を継続する。 ②医療が必要なケースや受診に繋いだケースは、医療機関と情報共有を行い、必要な医療が受けられるよう連携する。	①随時 ②随時
③ 認知症予防活動の推進	①「認知症予防ゲームin篠岡」を東部市民センターで開催する。毎回振り返りを行い、地域住民からなる認知症予防ゲームリーダーを中心にゲームを実施できるよう、行政や地域支えあい推進員と連携して支援する。 ②篠岡圏域での認知症予防ゲームの普及や潜在的なリーダーを探すため、サロンや老人会等に出向いて認知症予防ゲームを実施する。また、認知症予防ゲームリーダーの活躍の場を増やすため、可能な時はゲームリーダーと共に実施する。 ③篠岡圏域内で実施される健康フェスティバルに参加して認知症予防ゲームを実施する。	①月1回 ②年2回 ③年1回
④ 認知症の人の介護者への支援	①家族介護者交流会を定期的に開催して同じ境遇にある介護者が話せる機会や居場所づくりをする。 ②家族交流会に専門分野の講師を招いて学びの機会をつくり、継続的な参加を促す。 ③オレンジカフェに参加して当事者や介護者の相談の機会を確保する。	①年6回 ②年3回 ③月3回
⑤ 認知症に関する地域づくり（認知症カフェやチームオレンジへの支援を含む）	①他の圏域のチームオレンジの見学等を行って理解を深め、段階を経ながらチームオレンジ活動に向けて既存の活動団体や医療職、介護職など多職種の専門職に参加を働きかける。 ②認知症カフェに参加して運営等を支援する。 ③オレンジカフェのスタッフが意欲を持って継続的に参加できるよう、スタッフ向け勉強会を開催して認知症への方への対応力向上を目指す。 ④昨年度に引き続き、オレンジカフェのスタッフが他のオレンジカフェのスタッフと交流が出来るよう機会を確保する。	①随時 ②月3回 ③年3回 ④年1回
⑥ 認知症高齢者等の見守り支援	①住民、事業所、医療機関等に対して認知症高齢者等あんしん補償事業の啓発を行う。 ②地域のサロン、地区民生委員・児童委員連絡協議会及び企業等に向けて見守りネットワーク協力員登録を促す。	①随時 ②随時

IX 在宅医療・介護連携推進事業

実施項目	内容（何を、どのように）	実施時期・回数等
① 在宅医療・介護関係機関とのネットワークの構築	①高齢者の入退院支援や日頃の医療について、医療と介護の連携シートを活用した情報共有を行う。 ②こまきつながる連絡帳をはじめとした電子連絡帳を活用し、多職種と情報共有する。 ③多職種連携研修会に参加し、他職種との関係づくりを図る。	①随時 ②随時 ③開催時
② 在宅医療・介護の普及・啓発の推進	①地域の集いの場に出向き「わた史ノート」の出前講座を実施する。 ②地域住民に対して介護保険制度や在宅医療についての講座を実施する。	①年1回以上 ②年1回以上

X 地域包括支援センター独自の重点取組み事項 【自由記載】

・オレンジカフェ等、既存の活動団体や、医療機関や介護保険事業所など多職種が関われるよう働きかけを行い、チームオレンジの立ち上げを目指す。 ・野口の郷や高齢者が集うサロン等で介護予防講話を開催し、フレイル予防の周知啓発を図る。 ・「認知症予防ゲームin篠岡」の定期開催、認知症予防ゲームリーダーや介護予防リーダーへの活動支援などを通じて介護予防の普及に取り組む。
--